

注 文 書

- 1 契約番号 2026000056
- 2 件 名 清掃業務（田尻スキップセンター）
- 3 場 所 大崎市田尻通木字中崎東10番地1
- 4 期 間 令和8年4月1日から
令和11年3月31日まで
- 5 別添書類
- (1) 仕様書
 - (2) 積算内訳書
 - (3) 図面
- 6 担 当 課 大崎市田尻総合支所市民福祉課

仕様書

1 業務名 清掃業務（田尻スキップセンター）

2 場所 大崎市田尻通木字中崎東10番地1

3 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日

4 日常清掃の業務時間

- (1) 曜日 月曜日から金曜日（祝日を除く）
- (2) 時間 午前7時30分から午後5時15分までの間とする。

5 清掃作業の種類

清掃作業の種類は次のとおりとし、施設の各室ごとの清掃の方法は別紙に掲げる
とおりとする。

(1) 日常清掃

施設ごとの業務時間内に行うもので、施設の環境維持及び施設利用者が快適
に利用するために必要な清掃等をいい、施設の各室ごとに指定する次の各号の
いずれかによる方法により行う。（なお、各室ごとの清掃の回数等については、
「仕様書別紙」及び「清掃箇所平面図」を参照）

- ① 掃き清掃 施設の床面の状態により、箒、帶電モップ又は真空掃除機等を使
用し、ゴミホコリ等を除去する掃除。
- ② 拭き清掃 施設の床面の状態により、布、モップ等を使用し、適宜清水、専
用洗剤を利用して汚れを除去する掃除。
- ③ 掃き拭き掃除 施設の床面の状態により、①又は②による掃除。
- ④ トイレ掃除等 トイレの便器の掃除及びトイレ床面の状態により③による掃
除を行うほか、トイレ用消耗品（トイレットペーパー、芳香剤、ペーパータオル等）の交換
- ⑤ その他掃除 施設管理者が特に指定する掃除

(2) 定期清掃

年2回（ただし、その他掃除を除く。）施設管理者が指定する日に行うもので
日常清掃ではとれない汚れ等を、専用機材を持って除去するとともに、必要に応
じて仕上げ剤等の処理を行う清掃等をいい、施設の各室ごとに指定する次の各号
のいずれかによる方法により行う。

- ① 床面洗浄 清掃機材及び専用洗剤をもって床面の汚れを除去すること。
- ② 床面洗浄ワックス塗布 清掃機材及び専用洗剤をもって床面の汚れを除去し
ワックス等を塗布し床面の仕上げをすること。
- ③ その他掃除 施設管理者が特に指定する掃除。

(3) 定期窓清掃

年2回施設管理者が指定する日に行うもので、日常清掃ではとれない窓の汚れ

等を、専用機材をもって除去する清掃等をいう。

6 清掃作業についての留意事項

清掃作業に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 施設における日常清掃について、各室内の環境維持及び施設利用者が快適に利用できる状態にあるとき又は未使用な状態にあるときは、当該室内を毎日清掃する必要はないこと。
- ② ①にかかわらず、各施設のトイレに係る日常清掃は毎日行うこと。
- ③ ごみは、施設管理者が指定した場所に集積すること。
- ④ 施設における日常清掃については、前記5(1)①～⑤に係わらず、次の清掃も含まれるものとする。
 - イ 軽微な汚れの除去。
 - ロ 高所を除くガラス窓の日常的な清掃。
 - ハ 施設の環境維持に最小限必要なその他の清掃及び除草。

7 清掃機材及び清掃用消耗品

(1) 清掃機材及び清掃用消耗品の品質

清掃機材及び清掃用消耗品は、施設の状況に応じて選定し、適正かつ良質なものを使用すること。

(2) 清掃機材及び清掃用消耗品の負担

- ① 清掃作業に使用する清掃機材は受託者の負担とする。
- ② 清掃作業に使用する清掃消耗品（トイレ用消耗品は除く。）は受託者の負担とする。ただし、施設管理者が特に必要と認めたものは委託者の負担とする。
- ③ 清掃作業により消費した光熱水費は、委託者の負担とする。

(3) 清掃機材及び清掃用消耗品の保管場所

受託者が負担する、清掃機材及び清掃用消耗品を施設内に保管するときは、施設管理者が指定する場所に保管すること。

8 清掃作業員の遵守事項

- (1) 清掃作業は、効率的かつ効果的に行うこと。
- (2) 規律維持に努め、施設利用者に迷惑をかけないように留意すること。
- (3) 施設の職員の業務に支障を来さないように留意すること。
- (4) 業務時間内は、作業衣及び名札を着用すること。
- (5) 清掃作業により、施設内の設備、備品等を移動するときは、損傷又は汚損しないように取り扱い、清掃終了後は原状に復すること。
- (6) 施設内で事故が発生したときは、速やかに施設管理者に報告すること。
- (7) 施設又は施設内の設備若しくは備品の損傷又は不良箇所を発見したときは、速やかに施設管理者に報告すること。
- (8) 休憩又は休憩場所は、施設管理者が指定する場所とすること。
- (9) 前項に掲げるほか、法令等に準拠すべきものについては、適法に処理すること

9 日常清掃作業日誌の作成及び報告

清掃作業員は、その日の日常清掃が完了したときは、日常清掃作業日誌（別記様式）を作成し、施設管理者に報告しなければならない。

10 定期作業報告書の作成

定期清掃の責任者は、定期清掃が完了したときは、定期作業報告書を作成し、施設管理者に報告しなければならない。

11 支払条件

毎月の業務確認後、請求を受けた日から30日以内に支払う。

12 本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

13 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をうととともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

14 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、

受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

1.5 その他

入札金額は、3年間の合計（税抜）を記載すること。

室 名	面 積	床材質	清掃の種類		
			日常清掃		定期清掃
			毎日	3カ月に1回程度	
1 玄関風除室	39.38 m ²	カーペットタイル	掃き拭き清掃		簡易クリーニング
2 エントランスホール	49.00 m ²	カーペットタイル	掃き拭き清掃		簡易クリーニング
3 廊下 1	43.13 m ²	カーペットタイル	掃き拭き清掃		簡易クリーニング
4 トイレ 1	50.85 m ²	テラゾータイル	トイレ清掃		床面洗浄
5 身障者トイレ	5.15 m ²	テラゾータイル	トイレ清掃		床面洗浄
6 認知症診療対策室	31.93 m ²	カーペットタイル			
7 事務室 1 (市民福祉課)	160.00 m ²	カーペットタイル		掃き拭き清掃	簡易クリーニング
8 ケアプランセンター	32.00 m ²	カーペットタイル		掃き拭き清掃	簡易クリーニング
9 アトリウム	96.00 m ²	カーペットタイル		掃き拭き清掃	簡易クリーニング
10 展示コーナー	33.90 m ²	カーペットタイル			簡易クリーニング
11 相談室	49.50 m ²	カーペットタイル			簡易クリーニング
12 相談室 1 (ヘルパーステーション)	16.50 m ²	カーペットタイル			簡易クリーニング
13 相談室 2 (ヘルパーステーション)	16.50 m ²	カーペットタイル			簡易クリーニング
14 湯沸室	8.74 m ²	カーペットタイル	掃き拭き清掃		簡易クリーニング
15 コンピュータ室	18.91 m ²	カーペットタイル			簡易クリーニング
16 資料室	24.80 m ²	カーペットタイル			簡易クリーニング
17 休息室 (倉庫)	12.16 m ²	塩化ビニルシート			
18 外駐員控室	8.00 m ²	カーペットタイル			簡易クリーニング
19 職員トイレ	18.80 m ²	テラゾータイル		トイレ清掃	床面洗浄
20 リフレッシュコーナー	14.96 m ²	カーペットタイル		掃き拭き清掃	簡易クリーニング
21 女子更衣室	14.25 m ²	テラゾータイル			床面洗浄
22 男子更衣室	14.25 m ²	テラゾータイル			床面洗浄
23 防災センター	14.25 m ²	カーペットタイル			簡易クリーニング
24 職員玄関風除室	9.24 m ²	磁器タイル		掃き拭き清掃	床面洗浄
25 会議室	44.15 m ²	カーペットタイル			簡易クリーニング
26 アニメーションホール	170.73 m ²	カーペットタイル		掃き拭き清掃	簡易クリーニング
27 喫茶コーナー	27.58 m ²	カーペットタイル		掃き拭き清掃	簡易クリーニング
28 健康指導室 1	24.89 m ²	カーペットタイル		掃き拭き清掃	簡易クリーニング
28 健康指導室 2	20.96 m ²	カーペットタイル		掃き拭き清掃	簡易クリーニング
29 和室	22.04 m ²	畳		掃き拭き清掃	
30 ファミリーキッチン	49.67 m ²	木床		掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
31 ファンルーム	6.83 m ²	木床			

室 名 面 積 床材質				清掃の種類		
				日常清掃		定期清掃
				毎日	3ヶ月に1回程度	
32	アニメーション倉庫	6.83 m ²	塩化ビニルシート			
33	研修室倉庫2	20.08 m ²	カーペットタイル			簡易クリーニング
34	研修室1, 2, 3	196.88 m ²	カーペットタイル		掃き拭き清掃	簡易クリーニング
35	研修室倉庫1	20.08 m ²	カーペットタイル			簡易クリーニング
36	廊下2	70.00 m ²	カーペットタイル		掃き拭き清掃	簡易クリーニング
	廊下3・ガレリア	272.59 m ²			掃き拭き清掃	
	廊下5(デイ部分)	58.00 m ²				
37	待合ホール	120.83 m ²	カーペットタイル			
38	受付・事務室	33.79 m ²	カーペットタイル			
39	中待合室	10.20 m ²	プラスチックタイル			
40	診療室1	13.50 m ²	プラスチックタイル			
41	診療室2	13.50 m ²	プラスチックタイル			
42	処置室	31.00 m ²	プラスチックタイル			
43	消毒室	17.05 m ²	プラスチックタイル			
44	検査室	12.00 m ²	プラスチックタイル			
45	採尿トイレ	6.60 m ²	プラスチックタイル			
46	眼科診察室	52.40 m ²	プラスチックタイル			
47	看護師更衣休憩室	17.37 m ²	畳			
48	X線撮影室	29.95 m ²	プラスチックタイル			
49	操作室・暗室	9.63 m ²	塩化ビニルシート			
50	耳鼻咽喉科診察室	46.20 m ²	プラスチックタイル			
51	医局カンファレンス	26.50 m ²	カーペットタイル			
52	医師控室2	13.70 m ²	カーペットタイル			
	医師控室3	10.00 m ²				
53	リハビリテーション室	136.41 m ²	木床			床面洗浄ワックス塗布
54	リハスタッフ室	12.15 m ²	木床			床面洗浄ワックス塗布
55	リハ倉庫	12.15 m ²	木床			床面洗浄ワックス塗布
56	介護者教室	31.14 m ²	カーペットタイル		掃き拭き清掃	簡易クリーニング
57	脱衣室1	21.60 m ²	テラゾータイル			
58	脱衣室2	21.60 m ²	テラゾータイル			
59	浴室2	37.29 m ²	磁器タイル			
60	浴室1	36.09 m ²	磁器タイル			
61	特殊浴室・前室	66.48 m ²	磁器タイル			

室 名 面 積 床材質				清掃の種類	
				日常清掃	
				毎日	3カ月に1回程度
62	浴室トイレ1	4.00 m ²	磁器タイル		
63	浴室トイレ2	4.00 m ²	磁器タイル		
64	こもれび玄関風除室	6.16 m ²	磁器タイル	掃き拭き清掃	床面洗浄
64	こもれび（通所作業所）	52.48 m ²	木床	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
66	くつろぎホール	47.32 m ²	木床		床面洗浄ワックス塗布
		18.80 m ²	畳		
67	トイレ2	26.66 m ²	テラゾータイル	トイレ清掃	床面洗浄
68	デイ倉庫	16.12 m ²	塩化ビニルシート		
69	デイトイレ	23.56 m ²	塩化ビニルシート		
70	デイ休養室	46.23 m ²	畳		
71	日常動作訓練室	89.87 m ²	木床		床面洗浄ワックス塗布
72	食堂	69.90 m ²	木床		床面洗浄ワックス塗布
73	厨房	27.28 m ²	ケブリート		床面洗浄ワックス塗布
74	厨房トイレ、更衣室	5.50 m ²	塩化ビニルシート		床面洗浄ワックス塗布
75	事務室3	30.24 m ²	木床		床面洗浄ワックス塗布
76	デイ更衣室	3.78 m ²	カーペットタイル		簡易クリーニング
77	デイ玄関風除室	10.43 m ²	磁器タイル		床面洗浄

(備考) 延床面積 3,241.47 m²

清掃対象面積 2,329.69 m²

(うち日常清掃毎日) 495.50 m²

(うち日常清掃3カ月に1回) 1,003.53 m²

(うち定期清掃年2回) 2,275.19 m²

積算内訳書

業務名 清掃業務(田尻スキップセンター)

場 所 大崎市田尻通木字中崎東10番地1

積算内訳

(単位:円)

業務内容	清掃面積(m ²)	数量	単位	単価	金額
日常清掃(毎日)	495.50	36	月		
日常清掃(3カ月に1回)	1,003.53	36	月		
定期清掃	床面	2,275.19	6	回	
	窓ガラス	2,275.19	6	回	
小 計					
消費税(10%)					
合 計					

